

日本国公正取引委員会とバングラデシュ競争委員会との間の協力に関する覚書

日本国公正取引委員会及びバングラデシュ競争当局（以下「両当局」と総称し、個別に「当局」という。）は、

競争法・政策の効果的な執行が日本国及びバングラデシュにおける効率的な市場及び両国国民の経済厚生を支持する環境を強化するために、両当局間の協力及び調整が重要であることを認識し、

それぞれの属する国における競争法・政策の効果的な実施について互いに協力することの意義及び重要性を認識し、

両当局間における競争法・政策に関する良好な連絡体制の確立が、両当局間の関係の改善及び強化に寄与することを認識して、

以下の意図を表明した。

パラグラフ1 定義

この覚書の適用上、「競争法」とは、

- (a) 日本国については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、その実施について定める規則及びそれらの改正をいう。
- (b) バングラデシュについては、2012年競争法（2012年法律第23号）、その実施について定める規則及びそれらの改正をいう。

パラグラフ2 協力の目的

この覚書は、両当局間の協力関係の進展を通じて、それぞれの国の競争法の効果的な執行に貢献することを目的とする。

パラグラフ 3 協力の範囲

3.1.両当局は、それぞれの属する国の法令、両当局の共通の利益及び自己の合理的に利用可能な資源の範囲内で、以下の分野において協力する。

(a) 情報及び経験の交換

- a. 他方の当局の競争法の執行に関する情報を当該他方の当局に提供すること。
- b. 新たな又は提案されている競争に関する法令に関して、公表文書その他一般に入手可能な文書を含め、情報を交換すること。
- c. 適切な場合には、それぞれの国の競争法の執行に係る経験を交換すること。
- d. それぞれの国の競争政策及び競争法の執行に関する情報を交換すること。
- e. 両当局が決定するその他の形態の情報及び経験の交換を行うこと。

(b) 技術協力

- a. 研修のために両当局の職員を交流させること。
- b. いづれか一方又は双方の当局が組織し、又は後援する競争法・政策の実施に関する研修課程において、両当局の職員が講師又はコンサルタントとして参加すること。
- c. 両当局が決定するその他の形態の技術協力をを行うこと。

3.2. 両当局は、この覚書に基づく協力の促進のための連絡窓口を以下のとおり任命し、当該連絡窓口間の効果的な情報交換及び協力を確保する。各当局の連絡窓口は以下のとおりとする。

(a) 日本国公正取引委員会：事務総局官房国際課

(b) バングラデシュ競争委員会：唱導・政策・国際関係部

パラグラフ 4 情報の秘密性

4.1. それぞれの当局は、当該当局の属する国の法令に従い、他方の当局によってこの覚書の下で秘密のものとして提供されたあらゆる情報の秘密性を保持する。

4.2. この覚書の下で一方の当局から他方の当局に提供される情報（公に利用可能な情報を除く。）については、受領した当局は、その国の競争法の効果的な執行のためにのみ使用するものとし、かつ、第三者に開示してはならない。

4.3. この覚書の他の規定にかかわらず、いづれの一方の当局も、当該当局の属する国の法令によって禁止されている場合又は自己の重要な利益と両立しないと認める場合には、他方の当局に情報を提供することを要しない。

4.4. この覚書の下で一方の当局から他方の当局に提供される情報（公に利用可能な情報を除く。）については、受領した当局により、当該受領した当局の属する国の裁判所又は裁判官が行う刑事手続

において使用されてはならない。

4.5. このパラグラフの規定は、情報を受領した当局が、自国の法令により要求される限度において、この覚書に基づき提供された当該情報の使用又は開示を行うことを妨げない。そのような場合には、当該受領した当局は、可能な限り、情報を提供した当局に対し当該使用又は開示について事前に通報する。

パラグラフ 5 雑則

この覚書は、両当局又はそれぞれの政府に対して、法的拘束力のある権利又は義務を新たに設けるものではない。

パラグラフ 6 開始、終了及び修正

6.1. この覚書は、署名の日から開始される。

6.2. いずれか一方の当局は、他方の当局に対し、少なくとも 60 日前に文書で事前通告することにより、この覚書に基づく協力を終了させることができる。

6.3. この覚書は、両当局の書面による同意により修正することができる。

パラグラフ 7 紛争の解決

両当局は、この覚書の解釈又は適用に関するいかなる見解の相違又は紛争についても協議を通じて解決する。

2025 年 _____ 月 _____ 日に東京において、英語により、等しい価値を有する 2 通に署名された。

日本国公正取引委員会のために

バングラデシュ競争委員会のために

日本国公正取引委員会
委員長
古谷 一之

バングラデシュ競争委員会
委員長
A.H.M. アーサン